

障害福祉サービス等の種類

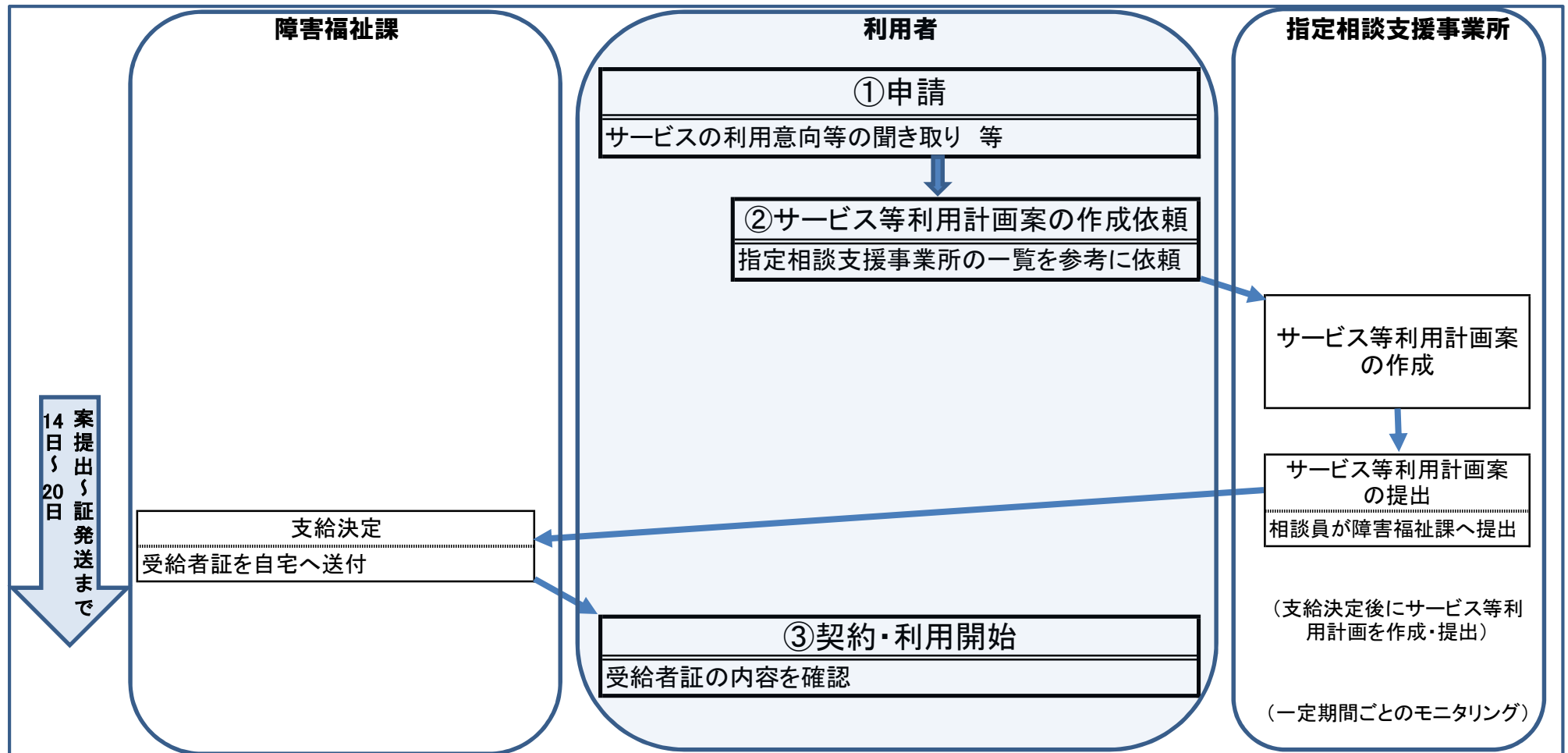
18歳未満の障害のある方

(R8.4月時点)

サービス名		サービス内容	対象		
障害児通所サービス	児童発達支援	日常生活の基本動作の訓練や、集団への適応訓練を行う	身体・知的・精神・難病 等	未就学児対象	
	放課後等デイサービス	放課後や休業日に、生活能力向上の訓練や、社会との交流促進の支援を行う	身体・知的・精神・難病 等	小学生以上の就学児対象	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により通所が著しく困難である方に、居宅を訪問して日常生活の基本動作の訓練や、集団への適応訓練を行う	身体・難病 等	重度の障害・・・人工呼吸器装着、感染症 等	
	保育所等訪問支援	保育所や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う	身体・知的・精神・難病 等		
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等 介助・通院等乗降介助)	自宅での入浴、排せつ、又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、通院の際の介助等を行う	身体・知的・精神・難病 等	
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害又は精神障害により行動障害を有し、常に介護を要する方に、見守り含む居宅介護を行う	身体・知的・精神・難病 等	15歳以上で、児童相談所長の承認が必要 障害者とみなして手続き(障害支援区分の認定)を行う
		同行援護	視覚障害者の方に対し、外出時の同行支援等を行う	身体・難病 等	アセスメント票による聞き取り調査を行う
		行動援護	知的障害又は精神障害により行動障害を有し、常に介護を要する方に、危険回避のための援護、外出時の移動介護等を行う	知的・精神	行動関連項目(12項目)の聞き取り調査を行う
		重度障害者等包括支援	常に介護を要する方で、介護の必要度の著しく高い方に、障害福祉サービスを包括的に提供する	身体・知的・精神・難病 等	認定調査項目(80項目)及び四肢麻痺等の調査を行い、 審査会にて要否を決定する
		短期入所	介護者が病気などで介護できない場合に、短期間、入所施設にて入浴、排せつ、食事の介護等を行う	身体・知的・精神・難病 等	児童調査票(5領域20項目)の聞き取りで区分1以上
地域生活支援サービス	移動支援	社会生活上必要な外出や、余暇外出時の同行支援を行う	身体・知的・精神 (手帳等級等による制限あり)	小学生以上対象	
	日中一時支援	介護者が病気などで介護できない場合に、日中通所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	身体・知的・精神・難病 等	3歳以上対象 児童調査票(5領域20項目)の聞き取りで区分1以上	

※各サービス利用における要件等、詳細につきましては、障害福祉課までお問い合わせください。

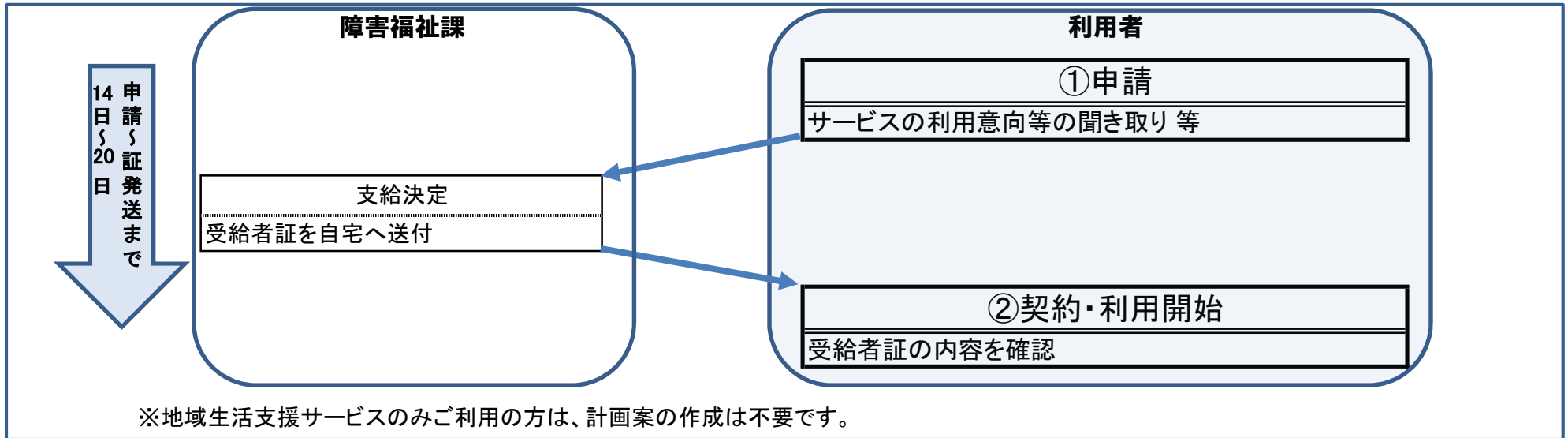
○サービス利用までの流れ（障害福祉サービス・障害児通所サービス）



※セルフプランにて計画案を作成される場合は、②の手順は不要です。
セルフプランを作成次第、障害福祉課へご提出ください。



○サービス利用までの流れ（地域生活支援サービス）



○利用者負担について

サービスを利用する際、原則1割の利用料がかかりますが、所得区分別に月ごとの上限が設定されます。利用料について、負担上限額を超える負担はありません（光熱水費、食費、交通費等は別途実費となります）。



所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割額が28万円未満の方	4,600円
一般2	市民税課税世帯で、所得割額が28万円以上の方	37,200円

※世帯の範囲・・・保護者の属する世帯全員（生計を一にする方全員）

○未就学児の利用者負担無償化について（障害児通所サービスのみ）

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの児童（年少児～年長児）は無償化対象となります。

○障害者手帳を所持していない場合

各種障害者手帳を所持していない場合は、下表の書類を提出いただくことにより、サービスを利用することができます。

下記以外の書類で申請を検討される場合は、事前に障害福祉課までお問い合わせください。

書類の種類	有効期間
医師の診断書	次回のサービス更新時まで (更新手続き時に再度提出必要)
保健師の意見書	
児童相談センターの意見書	
療育施設(チャイブ、まーぶるの森、いずみん)の意見書	
特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類	手当等受給終了まで
自立支援医療受給者証	各種医療受給者証の有効期間まで
心身障害者医療受給者証	
特定疾患医療受給者証(難病を証明する書類)	
特別支援学校・特別支援学級の在学・在籍証明書	卒業・転校・転籍するまで

○問い合わせ先

一宮市役所 障害福祉課 (本庁舎2階25番窓口)

一宮市本町2丁目5番6号 ☎0586-28-9134

※18歳未満の児童の場合、保護者が申請者(公費の支給対象者)となります。

申請時は、障害者手帳等、保護者及び児童のマイナンバーがわかるもの、
来庁者の本人確認書類をお持ちください。

申請手続きは、尾西庁舎、木曽川庁舎でも可能です。



一宮市マスコットキャラクター「いちみん」

一宮市ウェブサイトもご覧ください

制度について: ページID 1010691

申請書等ダウンロード: ページID 1009970

(申請書は申請時に窓口にてご用意もできます)